

横浜市バリアフリー検討協議会運営要綱

制定 平成 20 年 8 月 1 日 道企第 626 号 (局長決裁)

改正 平成 24 年 3 月 30 日 道企第 1434 号 (局長決裁)

改正 平成 28 年 10 月 6 日 道企第 794 号 (局長決裁)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月 21 日 法律第 91 号 以下「法」という。）に基づく基本構想に関する検討を行い、専門的な見地からの意見を聴取するため、横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱第 9 条に規定する横浜市バリアフリー検討協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取)

第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事項に関し協議会の意見を聴くものとする。

- (1) 法第 25 条に基づく移動等円滑化基本構想（以下「基本構想」という。）の作成に係る事項
- (2) 法第 27 条に基づく基本構想の作成等の提案に係る事項
- (3) 基本構想に基づく事業等の事後評価に係る事項
- (4) その他基本構想に係る横浜市全般の事項

(委員構成)

第 3 条 協議会を構成する委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 鉄道事業者や道路管理者などの事業者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認められる者

(任 期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会 議)

第 5 条 協議会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、協議会において必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

3 協議会には、各区の基本構想の検討のため、区部会を置くことができるものとする。

4 協議会には、その他個別の課題の検討のため必要に応じて、部会を置くことができる。

(座長等の選任)

第6条 協議会の会議の円滑な進行のため、座長1名を選任することができる。また、必要に応じて副座長1名を選任する。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選任する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、横浜市道路局計画調整部企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に設置されている地区部会は、従前の例により活動できるものとする。